

政令第二百十一号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の五第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項中「四割」を「三割五分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に締結された契約に係る地方自治法施行令附則第七条第二項に規定する経費について同条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

## 理由

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における復興事業等に係る公共工事をめぐる状況に鑑み、公共工事に要する経費について、地方公共団体が前金払をすることができる割合を改める必要があるからである。